チーム代表者各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　青森市サッカー協会

**令和５（２０２３）年度加盟登録について**

このことについて、下記の要領により加盟登録をお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　**申し込み締め切り日**　　令和５年４月３日（月）必着

２　**申し込み方法**

1. チーム登録票および選手一覧表に必要事項をすべて記載のうえ、**Ｅメールにより送付してください。**

**≪登録票送付先≫**　　[chiba-y@park-mente.jp](mailto:chiba-y@park-mente.jp) 青森市サッカー協会宛

　②　負担金、登録料を下記口座に振り込んで下さい。（郵送は不可）

３**加盟登録負担金、選手登録料及びリーグ参加料**

1. **負担金**　　一団体（１チーム登録）　　**２０，０００円**
2. **選手登録料**　１チーム３０名まで　**１５，０００円**、３０名以上１名につき、１，０００円を

加算した額（例；３２名の場合　１５，０００円＋１，０００円×２名＝１７，０００円）

1. **リーグ参加料**　　　　　１チーム　　　**１５，０００円**
2. **表彰式参加料**　　　１１月に行われる表彰式の参加料（３名分）　１チーム　**０円**

　　　　　　　（昨年度表彰式を行わなかったため、積立したものを利用

　　　　　　　　今年度から参加のチームは**１５，０００円**）

1. **カレンダー代**日本サッカー協会が販売するカレンダー代　　　１チーム　　**４，０００円**

※　１チーム３０名以内の場合の合計金額　　**５４，０００円**

（今年度から参加のチームは**６９，０００円**）

**≪振込先≫**青森銀行　浪打支店　普通　３１０３５０６

青森市サッカー協会　社会人委員会事務局　千葉　洋一

　　　　　　　　　住所：〒030-0902　　青森市合浦２丁目１７－５０

　　　　　　　　　電話；０１７－７４４－０４０４

**≪納入期限≫**令和４年４月１４日（金）午後３時までに納入のこと

* 会長杯、８人制サッカー等の参加料は、大会ごとの納入になります。

**※　令和５（２０２３）年度　社会人サッカーリーグ参加条件**

1. 代表者、責任者がチームをまとめきれること。

（リーグ規約を選手に守らせ、リーグの罰則が厳しいことを伝えること。）

1. 協会行事、リーグ行事には、必ず参加できること。

（参加しないチームは次年度、不参加とみなします。）

**市協会が主催または主管する大会等の審判要請を受けられること。**

1. ユニホーム（選手用）　　**色違い２着**（１着はビブスでも可）

ストッキング　１足、パンツ　１着

　　　黒パンツ・黒ストッキングの組み合わせダメ、トレシャツなどはダメ。

キーパーのユニホーム（選手と色違いで２着、**背番号はなくてよい。**）

　以上のものが用意できること。

1. 審判認定された審判がいること。

（審判を行う時は必ずワッペンをつけていること。）

チームに４級以上の審判が最低**４人以上**いること。

（令和４年度中に取得予定者も可）

・主審は空費された時間をとらない。ただし怪我等で中断した時は別。

1. 試合球を用意できること。

ボールにチーム名を必ず入れる。

空気圧を常にきちんとしておき、汚れも洗い流しておく。

1. 試合後、チームでゴミを持ち帰ること。今年度は特に厳しくします。

　違反したチームはペナルティ対象

**チームは必ずゴミ袋を用意すること。**

1. その他、下記の約束を守ること

・試合でのメガネの使用は禁止。（スポーツメガネは可。）

・いかなる装飾品を身につけてはならない。（ヒモ類も不可。）

・アンダーショーツ（タイツ）をパンツの下に露出して着用する場合は、その主たる色と同じで

単色であること。

**《登録時の注意事項》**

・　登録票にすべて記載し、４月３日までに必着したチームのみ登録できるものとする。

（負担金、参加料を４月１４日までに納入済みのチーム。）

・　団体登録票に空白欄のあるチームは未登録とします。選手登録票の記入欄はすべて記入すること。未記入の欄がある選手は未登録とします。

・　登録票に書かれている名前と試合時にメンバー表に書いた名前が違う字体の時は、別人と判断し１試合出場停止とする。

・　メンバー表・審判報告書・記録表・選手登録票は各チームで多めにコピーして準備しておくこと。

・　各チームは、サッカー協会・社会人リーグ委員会の行事に必ず参加すること。

・　警告・出場停止の処分は各大会ごととします。

・　会場責任チームは、**試合当日の午後６時まで**に千葉副会長宅**（７４３－７１２８）へＦＡＸ**するか、携帯（**０９０－２８４３－７０５２）**に電話で試合結果を報告するか、または、メール（yoichi.chiba017@docomo.ne.jp）で報告すること。

・**記録表の原本・両チームのメンバー表・審判報告書**は、**翌日**リーグ事務局（合浦公園管理事務所　電話７４１－６６３４）まで届けること。

・　スポーツ公園・みちぎんドリスタを使用する際は、必ず管理事務所へ挨拶をしてからラインカー等の用具を借用し使用すること。

* 中央学院大学を使用する場合も、必ず大学事務局へ挨拶してからグランドを使用すること。

・　審判はワッペンを必ず付けること。（付けていない時は審判をしないこと。）

・　審判登録していない人が審判を行なった時は、本人と責任者が１試合出場停止とする。２回以上あっ場合時は、チームはブロックの最下位とする。

・　社会人規律委員と審判部は、審判員証を調べることがありますので、必ず試合会場で提示できるように準備しておくこと。

・　スパッツは同色は可とする。色が違う時は主審が注意し、グランドの外に出してはずさせる。試合中出た時は警告（イエロー）処分とする。

・　ユニホームは長ソデ、半ソデが同色・同型の時、可とする。

半ソデの下に着るシャツは、主たる色と同色のものは可とする。

・　各チームが陣取っていた場所にゴミが置き去りになっていた場合、１回目は注意し、２回目は、チームを１試合不戦敗とする。

・　当日棄権のチームはブロックの最下位とする。

・　登録する審判の審判員証写しを、団体登録票を提出する際に添付してください。

* 会場での喫煙は禁止とします。

**青森市社会人サッカーリーグ規約**

**１　名　称**

青森市社会人サッカーリーグ（Aomori city soccor League）と称する。

　　　（略称　青森市サッカーリーグ）

**２　目　的**

青森市及び近郊の地区の社会人サッカーチームで構成され、相互の発展と交流を目的とし、併せて他地区との交流を図るものとする。また、青森市のサッカーの発展並びに、県及び市サッカー協会の事業に積極的に協力するものとする。

**３　参加資格**

【チーム】

1. 毎年度、市協会に社会人チームとして加盟登録が認められたチーム。
2. **１チーム１５人以上**のメンバーで登録が可能で、代表者名・連絡先その他チームの組織が明確で

あること。（登録にあたっては、所定の登録用紙に氏名・生年月日・住所と電話・勤務先を必ず明

記すること。）

1. 傷害保険に加入していること。（個人の傷害は各人の責任とする。）
2. **他地域のリーグに登録していない人。**（県リーグ登録の人は可）

　【個　人】

1. 青森市サッカー協会に登録したチームに継続性をもって在籍し、かつリーグに登録している

**１８才以上で高校生でない者。**

1. 青森市社会人サッカーリーグに重複登録していない者。

　　 ③ 中途登録は、随時できるものとする。登録票に記入のうえ、個人登録料（１人につき３,０００

円）を添えて提出することで出場可能とする。（登録票以外は不可。）

　　 ④ 年度途中でのチーム間の移籍は認めない。

**４　競技要項**

1. 競技規則は、日本サッカー協会の競技規則による。（試合開始１０分前に本部で確認すること。）

　　　・**試合開始時のメンバー８名以上**をもって試合成立とする。（５分前にベンチに必ずいること。）

　　　・試合時間は６０分とし、延長戦は行わない。

1. 警告は、１試合２回で退場、通算２回で、次の１試合に出場できない。

　　　　退場の選手は次の１試合に出場できない。但し、悪質なプレー等で退場した場合のペナルティー

はリーグ運営委員会で決定する。

1. 試合日程変更は、リーグ委員会で認めた場合を除き、原則として認めない。
2. 審　判

・審判は、主審１名、副審２名、予備審１名で行う。

　・**主審、副審及び予備審は、レフリーコートの着用**を義務づける。

　・主審は、認められた笛を必ず持っていること。

・**予備審もスパイクを着用**のこと。（下はトレパンでも可。）

1. 選手はユニホームを着用のこと。（全員、統一されていること。）

**５　会　計**

1. 会計年度は４月１日から翌年の３月３１日までとする。
2. 毎年度、リーグ参加料は社会人リーグ委員会で決定する。
3. 他の大会の参加料は社会人委員会で決定する。

**６　組　織**

1. リーグは、リーグ委員会を設置し、自主的に運営にあたる。
2. リーグ委員会は、委員長、副委員長、事務局、リーグ運営委員で構成する。
3. リーグ委員会で規律委員長を決め、チームのすべてを監理する。

規律委員長の判断は、すべて決定事項とする。

**７　確認事項**

・大会の名称を　**青森市社会人サッカーリーグ**　という。

　　・大会の運営は、リーグ委員会を中心に、全チームの参加協力のもとに行う。

**《ブロック》**

1. ブロックは、１部　６チーム、２部　残りのチームとする。

（ただし、参加チーム数により変更する場合もある。）

1. ブロックの順位は、次の順序で決める。

　１　勝点（勝ち　３、引き分け　１、負け　０）

２　得失点差

３　得点数

４　相互の対戦成績

**《試　合》**

1. ボールは指定球（日本サッカー協会公認５号球）の持ち寄りとし、試合球にふさわしいもの

（チーム名を書いたニューボールに近いもの）を用意すること。

②　試合開始までに、必ず所定のメンバー表を予備審判に提出すること。メンバー表の用紙は規定

されているものを使用し、**名前まで記入すること。**

**（規定以外の用紙を使用した場合はペナルティ対象とする。）**

**《審　判》**

1. 審判割り当ては厳守すること。
2. 審判の割り振りは、主審と予備審各１名、副審２名とする。
3. 審判は、試合開始前には試合会場へ入り、審判打ち合わせ及び会場責任チームとの打ち合せを

行うこと。

1. 主審は、メンバー表記載の両チームのユニホームの確認を行い、両チーム同系色であれば、一方

のチームに異色のユニホーム又はビブスを着用させる。

　　　　同色のときはコイントスでユニホームを変更するチームを決定し、**代わりのユニホーム又はビブスを用意していない時は０：３の負けとする。**

（副審は、選手の氏名及び背番号の確認、ユニホーム・スパイク・シンガード・装飾品のチェック

を行う。

1. 予備審は、交替選手のある場合に、両チームから提出されたメンバー表により対応するとともに、

試合中、審判に事故ある時は、その代理をする。

1. 予備審もレフリーコートを着用し、予備審であることを明確にすること。
2. 予備審は、試合結果を会場責任チームに報告する。報告は、所定の報告書により、必要事項を

記載すること。

**《会場責任チーム》**

1. ７名以上であたり、第１試合のチーム（１チーム最低６名以上）とともにグランドを設営する。

（試合開始の1時間前には集合し、試合時間に必ず間に合うように行うこと。）

・グランド設営　　ライン引き（会場責任チームが行う）

ゴールポスト・ネット・フラッグの設置（第１試合の両チームに指示）

　　・後始末　　　　　ラインカー・フラッグの収納（会場責任チーム）

　　　　　　　　　　　ネットの収納、グランド整備（最終試合の両チーム）

1. 各試合終了後に、予備審から試合結果の報告を受け、所定の記録用紙に記載する。**記録表の記載**

**事項はすべて記載し、試合当日中に千葉副会長宅（７４３－７１２８）へＦＡＸするか、携帯**

**（０９０－２８４３－７０５２）に電話で試合結果を報告するか、またはメール（yoichi.chiba017@docomo.ne.jp）で報告すること。**

1. 記録表の原本・両チームのメンバー表・審判報告書は、翌日リーグ事務局（合浦公園管理事務所

電話７４１－６６３４）まで届けること。

1. 問題が生じ、対応または処理した場合は、その内容を記録表提出の際に報告すること。
2. グランドの後片付けが終了したことを確認してから帰ること。

**《その他》**

1. グランドは公営のものを使用しているので、各チームでゴミ袋を準備しゴミは持ち帰ること。
2. チームの責任者は、チームすべての責任を負うこと。ゴミの投げ捨て、置き去りはペナルティの対

象とします。

③　グランド維持のため、雨天時、試合を中止とする場合もあります。その場合、後日、試合は行わ

ず、結果は２：２の引き分けとする。（朝の９時までに両チームと審判に連絡します。）

　④　全チーム参加によるグランド整備日を設定することがあります。

**《罰金の運用》**

1. 罰金のうち、試合に関わるものについては、６割をリーグ会計に、４割を相手チームに充てる。
2. 罰金のうち、審判に関わるものについては、代替審判手当の他はリーグ会計へ充てる。

（代替審判手当は、主審１，５００円、副審・予備審１，０００円とする。）

**ペナルティ規定**

**青森市社会人サッカーリーグ規約・参加条件・確認事項に違反した場合、ペナルティ処置を適用し、罰金を徴収いたします。**

**《罰金１０，０００円》**

1. 試合開始時に、**８名以上**の選手がそろっていない場合は、理由を問わず棄権として、ペナルティ処置を

適用

②　登録外選手（出場資格外選手）を出場させた場合は、当該試合は成立とするが、ペナルティ処置を適

用（登録外選手及び代表者は、次の試合から出場停止処分とする。停止期間は　リーグ委員会で決定

する。）

③　割り当てられた審判を行なわない場合、ペナルティ処置を適用

　・事前に審判ができないと分かった時は、他チームの協力を得るなどして対処すること。

それによって起こる事故等については、すべて当該チームの責任となる。

**《罰金５，０００円》**

1. 審判が試合時間に遅刻した場合、チームの責任としてペナルティ処置を適用

**《罰金３，０００円》**

1. 規定の用紙（メンバー表、審判報告書、記録表）以外を使用した場合、ペナルティ処置を適用
2. 会場での喫煙、ゴミの投げ捨て、置き去りはペナルティ処置を適用。
3. 試合当日、両チームのメンバー表・審判報告書・記録表の総てを事務局に届けない場合、会場責任

チームにペナルティ処置を適用

1. 審判がワッペンをつけていない場合、ペナルティ処置を適用

**※　ペナルティ処置に伴うその他の規定**

①　１週間前までに棄権の連絡があった場合は、不戦敗とはなるが、ペナルティの適用はしない。

但し、対戦相手への連絡費用として１,０００円を相手チームへ支払うこと。

割り当て審判については、必ず行うこと。

1. **棄権のスコアは（０－５）、不戦敗のスコアは（０－３）**とする。
2. **棄権または不戦敗２回で自動的に下位ブロックへ降格**とする。
3. 審判が来なかったことにより試合ができなかった場合、（２－２）の引き分けとする。
4. 試合の処置、進行は、会場責任チームの指示に従う。
5. 他チームが審判を代替した場合は、代替審判手当として主審１,５００円、線審１,０００円×２名、

予備審１,０００円を罰金の中から支払うものとする。

1. 罰金は、ペナルティの事実のあった日の次週の水曜日午前１０時までに、リーグ会計口座に振り込む

こと。（当日、会場責任チームに納付することも可。）

1. 上記の納入がなくて試合を行った場合、再びペナルティ処置とする。
2. その他の問題のペナルティは、社会人リーグ規律委員会で決定する。